

資料2－2

法務省 配布資料 (詳細版)

背景

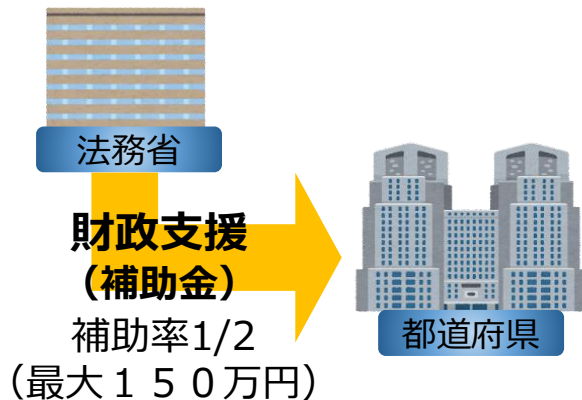
- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業実施団体

計39都道府県（令和6年12月末現在）

北海道、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

(費目例)

人件費、報償費、旅費、使用料及び
賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品費
等）、役務費（通信運搬費等）、委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**

就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

取組

検察庁（東京など9つの地検）
入口支援



麻薬取締部
再乱用防止対策



再乱用防止支援員が「入口段階」
で薬物再乱用防止支援を実施

対象者

- ① 薬物使用事犯（使用目的所持等を含む）に係る全部執行猶予判決（付保護観察を除く）を受けた薬物初犯者
- ② 薬物使用事犯（使用目的所持等を含む）に係る不起訴処分を受けた者（過去に薬物事犯で有罪判決を受けた者を除く）
- ③ ①・②以外の者で、薬物との関係を断ちたいと真摯に望み、支援を希望する者 ※いずれも日本語での意思疎通が可能かつ個人情報提供への同意が前提

検察庁（検察官）

不起訴／全部執行猶予（除:付保護観察）

支援の要否を検討

対象者の受入可否の確認

対象者に支援事業内容を説明

対象者から同意書徴取

対象者情報提供

支援状況
情報提供

麻薬取締部（再乱用防止支援員）

事前面談の調整

事前面談・初回面談の調整

初回面談・同意書徴取

支援実施

支援内容

直接支援

支援員による面談、支援計画の策定、断薬プログラムの提供、地域資源への付き添い 等

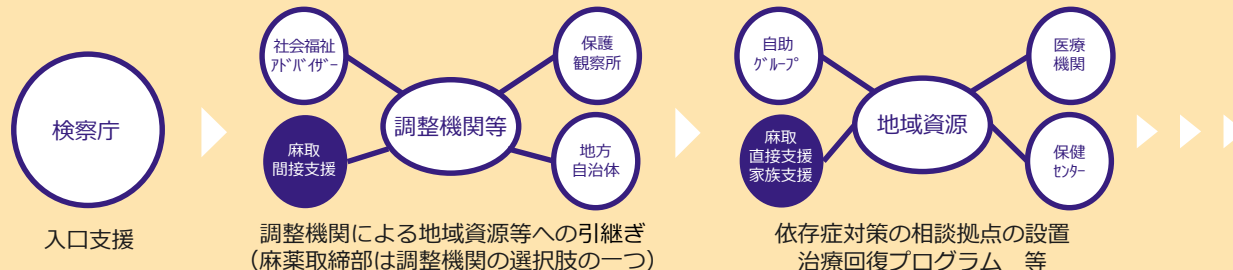
家族支援

対象者家族から要望等の聴取、助言・指導等

間接支援

精神保健福祉センター等の地域資源への引継ぎ

薬物再乱用防止 社会復帰までの 流れ



現状・問題点

- 令和4年の新受刑者のうち、**精神障害**（知的障害を含む）の診断をされている者は、全国で**2,435名（全新受刑者の約17%）**を占めている状況である（令和4年矯正統計年報）。
- これまでの矯正施設内での医療では、疾患の治療に重きが置かれ、精神障害を有する受刑者の特性や生活上の課題に、必ずしも十分に目が向けられてこなかったところ、出所後の地域社会での安定した生活を実現するためには、矯正医療に**外部専門機関や各専門職のノウハウに基づく支援**を取り入れる必要がある。
- 精神障害を有する受刑者の再犯防止を推進するためには、適切な治療を実施した上で、社会復帰を見据えた福祉的支援が必要であるが、現状のままでは、当人の病識が不十分であったり、身近に相談できる人がいなかったりするなど、様々な要因から継続した医療、福祉につながらず、**円滑な社会復帰に支障を来すおそれがある**。

対策概要

- 精神疾患の治療を行いつつ、出所後の地域社会での生活を見据えて、①医療機関と連携した治療、②機能向上作業・障害特性に応じた刑務作業等、③当事者研究等の専門的手法を取り入れた処遇、④在所中からの精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整、⑤地域社会での安定した生活を継続させる息の長い寄り添い型支援を可能とする社会復帰支援を実施
- 北海道所在の刑事施設から、札幌刑務所に精神障害を有する受刑者を一定数集約（20名程度）した上で、精神科病院、作業療法士会、精神保健福祉士協会、社会福祉法人と国が協働して**多職種・多機関連携によるチーム処遇**を実施

事業イメージ

【対象者】

- 北海道内の刑事施設において、精神障害を有する受刑者
 - ・重大な身体疾患を有しない者
 - ・精神障害の程度が、集団又は個別の処遇プログラム等の実施が可能な程度である者
 - ・移送時の残刑期が少なくとも1年以上ある者
- 当初は、特に精神病性障害の陰性症状が進んでいる者を対象とする



【業務フロー】

札幌矯正管区において対象候補者の選定

移送

札幌刑務所

施設内処遇

- | | |
|---------------|-----------------|
| ○適切な精神科治療 | ○特性に応じた作業・訓練・指導 |
| ➢薬物療法 | ➢機能向上作業 |
| ➢精神療法 | ➢障害特性に応じた刑務作業 |
| ➢精神科リハビリテーション | ➢日常生活自立に役立つ改善指導 |

協働

社会復帰に向けた支援

精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整

- 更生保護官署・地域生活定着支援センター等との調整

地域生活を前提とした

- ☑一般就労（一般企業・特例子会社） ☑福祉的就労等
- ☑福祉的支援 など（農福連携、就労移行・継続支援）

外部協力者

北海道大学病院附属司法精神医療センター

- ☑札幌刑務所に隣接する医療観察法病棟の地の利を生かし、治療プログラムを提供するほか、本事業の効果検証やプログラム実施に協力

北海道作業療法士会

- ☑社会復帰に必要な①基本的動作能力、②応用的動作能力、③社会的適応能力の維持・改善を図るための各種作業に関する協力

北海道精神保健福祉士協会

- ☑精神障害を有する出所者支援に係る精神保健福祉ネットワークの構築
- ☑社会資源の開拓やその情報提供
- ☑普及啓発活動に関する協力
- ☑出所後の寄り添い型支援に向けた医療機関や福祉関係機関への引き継ぎ
- ☑上記業務を行う精神保健福祉士の派遣

社会福祉法人 浦河べてるの家

- ☑精神障害等を抱えた当事者の地域活動拠点としての実績を参考に、当事者研究等の手法を取り入れた矯正処遇に協力
- ※当事者研究：精神障害者が自律的に自分の抱える生きづらさや体験のメカニズムと意味を解き明かし、従来の対処に変わる“新しい自分の助け方”を考案する「認知・ヒューマニスティック・アプローチ」

北海道医療大学先端研究推進センター

- ☑精神障害を有する受刑者に対する当事者研究等の実施を支援するなど、本事業に協力

現状・課題

- 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対して、その特性に応じた指導等の充実等を図ることが不可欠（第二次再犯防止推進計画・施策番号61）
- 一部の受刑者を対象とした一定期間の特別調査では、発達障害又はその疑いのある者は約12%
- 発達上の課題を有する受刑者（発達障害に加え、その疑いのある受刑者やこれに準じた者も含む）の特性を把握し、その特性に応じた矯正処遇・支援等を実施することが不十分
- 一般刑事施設においては、発達上の課題を有する受刑者の特性に応じた適切な処遇や医療的措置、福祉的支援を行うための専門知識やノウハウがやや不足
- 令和7年6月に導入される拘禁刑下においては、個々の受刑者の特性に応じた処遇・支援体制が不可欠

対策

- 拘禁刑の導入を見据え、大阪刑務所で、同所に収容している発達上の課題を有する受刑者を一定数集約し、西日本成人矯正医療センターの協力の下、医学、心理学、社会福祉学等の専門的知見を踏まえ、その特性に応じたきめ細やかな処遇・社会復帰支援体制を構築するモデル事業の実施
- 西日本成人矯正医療センターに、令和6年度から編成されている発達上の課題を有する受刑者の再犯防止と社会復帰に資する中核的な役割を担う多職種チームの援助・協力

大阪モデル事業概要



- 大阪刑務所に収容されている発達障害又はその疑いのある受刑者及びこれに準じた者で、処遇上配慮を要する者のうち、一定の要件に該当する者



大阪刑務所

- 対象者を選定し、ユニット編入
- 定員：30名程度 ○ 処遇・支援期間：標準12か月

継続的なアセスメント

個人別処遇・支援計画の策定・定期的な見直し

特性に応じた、一貫した矯正処遇

- ☞ 機能向上作業、特性に応じた刑務作業等
- ☞ 日常生活での自立に役立つ各種改善指導

適切な治療・服薬指導

個別担任の指名とチームカンファレンス

出所後を見据えた早期からの社会復帰支援

- ☞ 地方更生保護委員会・保護観察所・関係機関等との綿密な連携・調整
- ☞ 関係機関等の協力を得て行う各種支援
- ☞ ケース会議、引受人等への助言指導等

派遣・援助

西日本成人矯正医療センター

- 発達上の課題を有する受刑者への処遇・支援、医療等に係る専門的知見を踏まえた協力・援助

多職種チーム

刑務官
教育専門官（法務教官）
調査専門官（心理技官）
福祉専門官（精神保健福祉士）
作業療法士
看護師



<多職種チームの主な業務内容>

- ☞ アセスメント
- ☞ 個人別処遇・支援計画の立案・策定
- ☞ 処遇・支援プログラムの開発・メンテナンス
- ☞ 刑事施設の職員の対応能力向上のための各種研修

等

地方更生保護委員会 保護観察所

- 刑事施設収容中に行う出所後の生活環境の調整
- 出所後の処遇・支援 等

協定に基づく 連携・協力

地方公共団体等

- 発達障害者支援センターによる刑事施設職員への研修等
- 地域社会の各種支援につなげるための情報提供や連絡調整 等

現状と課題

少年院在院者の状況

- 在院者の **6割余りが中学卒業又は高校中退**（図1参照）
【参考】高等学校等への進学率（通信制を含む）98.8%
出典：「令和4年度学校基本調査」（文部科学省）
- 出院者の **1割余りが、進学を希望するものの進学先が未決定**

仮退院者の再処分率

- 学生・生徒の再処分率※は低い（図2参照）
※少年院仮退院者で保護観察期間中に再非行により新たな保護処分等を受けた者の比率

少年院における支援

- 高等学校卒業程度認定試験受験者への指導体制強化
- 出院後の修学先に係る情報収集の支援

少年院在院中から、高等学校の教育機会を提供することが必要

令和6年度から、全国の少年院において、通信制高校に入学して学習する機会を提供

図1 新収容少年の教育程度（令和4年）

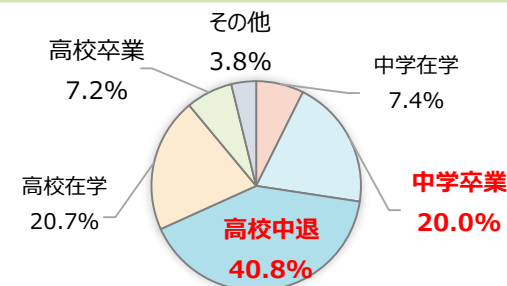
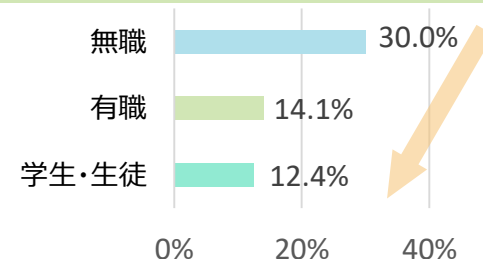


図2 仮退院者の再処分率（令和4年）



取組内容

対象 高等学校卒業の資格を有しておらず、通信制高校への入学を希望する者

実施内容

- 少年院在院中に通信制高校への入学を可能とするための調整
➢ 少年院在院者、保護者等に対する情報提供、入学・転入学の調整 等
- 少年院在院中に通信制高校での学習を実施する際の支援
➢ 学習習慣の定着に向けた指導・学習状況の管理、スクーリングや多様なメディアを利用した指導への対応 等
- 少年院出院後の学びと卒業に向けての支援
➢ 在院中からの通信制高校との積極的な情報共有、ケース検討会の実施 等
- 高等学校における単位認定に向けた支援
➢ 少年院における矯正教育の単位認定に係る便宜供与、高等学校卒業程度認定試験合格科目等の単位認定に係る便宜供与



令和6年5月、滋賀県大津市の保護司が自宅において殺害され、
当該保護司が担当していた保護観察対象者が殺人容疑で逮捕される事案が発生

保護司に対する不安等の聴取、保護司の活動環境に関する調査等を実施し、その結果等を踏まえた以下の対策を実施

1 担当保護司の複数指名の積極的運用

- 新規に開始する保護観察事件及び生活環境調整事件の全件について、担当保護司の指名時において複数指名の希望を聴取し、保護司が希望する場合には原則として複数指名とする運用を開始

2 保護観察官による直接処遇などの直接関与の強化

- 衝動的・攻撃的な行動に及ぶおそれが高い者が含まれ得る一定の類型に当たる保護観察対象者について、保護観察官による直接処遇を検討するほか、担当保護司の希望等に応じ、保護観察官による直接関与を強化

3 地域における保護司への相談支援を始めとする地域援助の取組強化

- 保護観察官が更生保護サポートセンターに出張するなどして地域に出向き、保護司からの相談対応、面接への同席、支援機関・団体等との協議等を実施

4 自宅以外の面接場所の確保の推進

- 保護司の面接場所の確保について、法務大臣から直接、総務大臣に対して地方公共団体の理解と協力を依頼
- 各都道府県知事・市区町村長に対し、総務省・法務省連名により、保護司の面接場所の確保に対する協力依頼文書を発出
- 各保護観察所から管内の市区町村に対し、面接場所の確保、更生保護サポートセンターの利便性の向上等の協力要請を実施

5 保護司家族への対応の充実・保護司活動や対象者の立ち直り支援に対する理解促進を図るための広報の強化

- 保護司家族の不安の声を考慮し、保護司活動インターンシップ、保護司セミナー等に保護司候補者の参加を得る場合には、その家族の参加を促すなどして保護司活動への理解促進を図る取組を強化

保護観察付全部執行猶予者の保護観察強化策等について試行の上、令和7年度からの本格実施を検討

- 保護観察付全部執行猶予者について、保護観察開始時に保護観察官による直接処遇を実施する期間を設け、情報収集（ライフ・ヒストリーの聴取等）と処遇を強化（必要な事案については、当該期間経過後も直接処遇を継続）
- 保護観察対象者の再犯リスクの変化を把握するため、動的再犯リスク評価ツールを導入するなどアセスメントを充実化

第1回世界保護司会議の成果「京都保護司宣言」採択（令和3（2021）年3月）

【各種会議等での国際発信】

【令和4年度】

5月16日～20日 CCPCJ（UNODC） ・オンライン展示
 9月28日～10月1日 第5回世界保護観察会議（カナダ）
 ・プレゼンテーション及びブース広報
 10月23日～28日 ICPA年次総会（米国）
 ・プレゼンテーション
 11月7日 UNODC特別イベント（UNODC with CCPCJ）
 ・プレゼンテーション
 2月13日・14日 第2回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）（日本）
 ・サイドイベント及び展示

【令和5年度】

5月22日～26日 CCPCJ（UNODC） ・オンライン展示
 5月30日～6月2日 アジア太平洋保護観察会議（APPC）（韓国）
 ・プレゼンテーション及び個別協議等
 7月7日 日ASEAN法務大臣特別会合+G7法務大臣会合（日本）
 ・サイドイベント及び展示
 10月22日～27日 ICPA年次総会（ベルギー）
 ・プレゼンテーション
 1月22日・23日 ASEAN地域矯正会議（マレーシア）
 ・プレゼンテーション

【令和6年度】

4月16日～18日 第6回世界保護観察会議（オランダ）
 4月17日
 第2回世界保護司会議（オランダ）



「国際更生保護ボランティアの日」
宣言採択時の様子

第2回世界保護司会議の成果 「国際更生保護ボランティアの日宣言」採択

- ・約130年にわたり我が国において培われてきた保護司（Hogoshi）制度に言及
- ・罪を犯した人の立ち直りを支える世界各国のボランティアの活動は重要であり社会に貢献
- ・このようなボランティアの世界的認知を高め、ボランティア同士の国際的ネットワークを促進するため、4月17日を「国際更生保護ボランティアの日」とする

【宣言採択以降の国際発信】

令和6年5月13日～17日
 第33会期犯罪防止刑事司法委員会（CCPCJ）

・サイドイベント
 及び
 オンライン展示



令和6年6月24日・25日
 第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム（Crim-AP）

・更生保護制度についてパネル展示



令和6年9月1日～6日
 国際矯正刑事施設協会（ICPA）年次総会

・第2回世界保護司
 会議の成果について
 発表



持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会（報告書概要）

資料 2－2 施策番号64関連

1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

○持続可能な保護司制度の確立に向けた検討・試行【施策番号64】

法務省は、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じる。

2. 論点ごとの課題事項

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

○保護司法第3条第1項（推薦及び委嘱）、同法第7条（任期）

○公募制の導入

○委嘱時・再任時上限年齢の取扱い

等

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

○保護司法第8条の2（職務の遂行）

○処遇活動又は地域活動のみを行う等担当制（保護司活動の限定）の導入

○事件を担当することへの不安・負担の軽減

○平日夜間・休日の会合・研修実施や保護観察官対応

等

③待遇、活動環境

○保護司法第2条（設置区域及び定数）、同法第11条（費用の支給）、

同法第13条（保護司会）

○会費・実費負担分の取扱い

○報酬制の導入

○デジタル化の推進

○更生保護サポートセンターの在り方

○保護区・保護司会の在り方

○社会的認知度の向上・広報の在り方

等

④保護司の使命

○保護司法第1条（保護司の使命）

○これからの時代を見据えた保護司の使命とは

等

⑤保護司の安全確保

○保護司活動における安全・安心の確保策の在り方

○保護司や家族の不安の軽減

○自宅以外の面接場所の確保

等

3. スケジュール

令和5年5月17日	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換
6月20日	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング
7月27日	第3回	推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命
8月30日	第4回	職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命
9月21日	第5回	待遇、活動環境、保護司の使命
12月21日	第6回	保護司の使命等
令和6年2月21日	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月28日	第8回	中間取りまとめの確定
4月25日	第9回	有識者からのヒアリング・意見交換
6月27日	第10回	保護司の安全確保等
7月29日	第11回	保護司の安全確保
8月29日	第12回	報告書案について意見交換
9月27日	第13回	報告書案について意見交換
10月3日	第14回	報告書の確定（法務大臣への報告）

4. 構成員（12名）

ベテラン・若手の現役保護司5名を含む学識経験者等有識者から構成

5. 今後講じていく施策等

①推薦・委嘱の手順、年齢条件

✓公募の取組を試行

➢ 保護司の人脈のみに頼らず、保護司活動インターンシップや保護司セミナーの実施、地方公共団体の広報誌等を通じた広報・周知により保護司候補者を募集する、いわゆる公募の取組を保護司会の意向を十分に踏まえつつ試行。

✓委嘱時上限年齢を撤廃

➢ 社会経済情勢の変化に伴い、定年年齢が延長していることを踏まえ、保護司会における年齢層のバランスに留意しつつ、新任委嘱時の上限年齢（原則66歳以下）を撤廃。

✓任期の見直し

➢ 長く保護司活動を継続していく意欲を喚起することができるのに十分な期間を確保するという観点から、2年の任期を見直し。

✓国際化への更なる対応

➢ 保護司会の意向や地域の実情を十分に踏まえ、外国語や外国文化に精通している人材を保護司や保護司活動の協力者として確保。

②職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化

✓保護司活動の分担制はなじまない

➢ 保護司の使命は、処遇活動と地域活動との両立を通じてより良く達せられるものであり、どちらか一方のみを担当する分担制はなじまない。ただし、多忙により活動に制約が生じてしまう現役世代にも配慮し、今後も活動の在り方を模索。

✓デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減

➢ 保護司専用HP（H@）の活用促進や利便性向上のための機能拡充、土日・夜間を含めて広く研修の機会を確保するためのリモート研修の実施。

✓犯罪被害者等の心情等を十分に考慮した処遇の強化

➢ 保護観察官及び保護司において、保護観察等対象者に、自らの犯罪の責任を自覚させ、被害者等の心情等を理解させることによって、誠実に被害弁償させたり、心からの謝罪の気持ちを持たせてこれを実行させたりするなど、適切な処遇を強化。

③待遇、活動環境

✓報酬制はなじまない

➢ 保護司活動は、労働の対価としての給与の支給を受けずに行われている崇高な社会貢献の取組。保護司の無償性は、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、なお堅持していくべき価値があるもの。

✓保護司実費弁償金の充実

➢ 幅広い年齢層の保護司が、保護観察等事件の担当の有無にかかわらず、無理なく保護司活動を継続できるよう保護司実費弁償金を充実。保護司組織の維持・強化に必要な保護司実費弁償金も充実。

✓現役世代が保護司活動を長く継続できるようにするための環境整備

➢ 保護司活動に関し、兼職の許可や職務専念義務の免除について柔軟かつ弾力的な取扱いを行うことや、ボランティア休暇制度の対象とすることを働き掛けるなど、保護司活動の環境整備の活性化のための仕組みについて検討。

✓国際的な情報発信の一層の推進

➢ 「国際更生保護ボランティアの日（4月17日）」を活用して、保護司や保護司制度の国際的な認知度を向上。

④保護司の使命

✓保護司法制等の見直しを検討

➢ 保護司の使命（第1条関係）、保護司の具備条件（第3条関係）、地方公共団体の協力（第17条関係）等の見直しを検討。

✓保護司制度の在り方やその維持・発展のための方策等の検討

➢ 持続可能な保護司制度の確立には、今後の我が国の社会情勢や人々の価値観の変化等に対応していく必要があることから、保護局において、少なくとも5年ごとに検討を実施。

⑤保護司の安全確保

✓安心して保護司活動を継続するための取組の強化

➢ 定期的な保護観察事件の点検、保護司の不安等の適時的確な把握、保護司が相談しやすい関係性の構築、保護司複数指名制の活用、保護観察官による直接関与などの取組を強化。

✓保護司の家族への支援の充実

➢ 保護司の家族の不安や負担を軽減できるよう、保護司の家族が互いに意見交換できるような機会を設けるなど、必要な支援を充実。

✓面接場所・面接方法の選択肢の拡充

➢ 更生保護サポートセンターの複数設置に加え、公民館等の公的施設や民間団体の会議室等の利用など、保護司のみならず、保護観察対象者等にとっても利便性の高い面接場所を拡充。
➢ 面接方法に一律のルールを設けるのではなく、保護観察官や企画調整保護司が対面・オンラインで同席できるようにするなど、安全・安心が確保される面接方法の柔軟かつ円滑な選択を可能に。

✓保護観察等の実施体制の強化

➢ ユニット制の導入を含む更生保護官署職員の配置の最適化や保護観察官の増員により、保護観察官が、保護司や保護観察対象者等の状況に応じて迅速かつ臨機に対応することができるような体制を構築。